

施設使用料が変わります。

企画課企画調整係 ☎0824-73-1128

市の公共施設使用料を4月から変更します。

公共施設の使用料は、合併前の旧市町の規定を引き継いでいるため、料金をはじめ、使用区分・ 単位などに違いがあります。また、指定管理者制度の導入に併せ、取り扱いの統一を図る必要が あることから、今回、基本方針を定め、見直しを行いました。

【基本方針】

- ①使用区分を「目的使用・目的外使用の別」から「一般使用・営利宣伝等での使用の別」に変 更します。
- ※「営利」とは収益の多寡にかかわらず「販売行為」「入場料・受講料の徴収」などが伴うも の、「宣伝」とは「政治活動」「宗教活動」「企業の展示会」などが考えらますが、自治振興 区や子ども会、文化団体や青年団体など、公共的団体による「営利等での使用」は、減免基 準を設定し、使用料の免除(無料)を行います。

【例】バザー・リサイクルショップ・映画会・講演会 など

- ②時間単位は、「1時間当たり」を基本とします。
- ③一般使用で有料の施設(宿泊施設等を除く)については、「市民」と「市民以外」の差を設 けます。

見直し施設の例(庄原市ふれあいセンター集会室の場合)

①改正前(設置目的に沿った使用は無料)

(1)集会室

	ম	円の使用	土曜日、日曜日、休日の使用		
	基本使用料	追加使用料 (1時間当たり)	基本使用料	追加使用料 (1時間当たり)	
9 時~12時	1,300円	260円	1,560円	312円	
13時~17時	1,700円	340円	2,040円	408円	
17時~22時	2,600円	520円	3,120円	624円	
9 時~22時	4,400円		5,280円		

(2)集会室の冷暖房

	2	円の使用	土曜日、日曜日、休日の使用		
	基本使用料	追加使用料 (1時間当たり)	基本使用料	追加使用料 (1時間当たり)	
9 時~12時	650円	130円	780円	156円	
13時~17時	850円	170円	1,020円	204円	
17時~22時	1,300円	260円	1,560円	312円	
9 時~22時	2,200円		2,640円		

②改正後



	一般使用		営利、宣伝等での使用		区分・単位			
	施設	冷暖房	施設	冷暖房				
集会室	無料	無料	2,000円	600円	1時間当たり			

※詳細は、各施設の管理課または各施設にお問い合わせください。

